

▲全県域汚水適正処理構想（岡崎市）平成8（1996）年のパンフレット

下水道法は、雨水による浸水被害を防ぐ排水防除や、伝染病の拡大を防ぐ公衆衛生向上を目的として明治33（1900）年に制定された。本市が下水道整備に着手したのは、この初期の下水道法時代である。その後、昭和34（1959）年に同法は抜本的に見直され、新下水道法が施行された。この見直しによって、「都市環境の改善を図り、もって都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与する」ことを目的として合流式下水道を前提とした都市内の浸水防除、都市内環境整備に重点が置かれることとなった。全国の多くの自治体では、この新下水道法施行後に受益者負担金制度を強化して財源の確保に努め、下水道整備を活発化させたのである。

昭和30年代には、処理不十分な汚水が河川に放流されたことによる水質汚濁が深刻化したことから昭和45（1970）年の「公害国会」で、河川の水質汚濁への

の対応として下水道の目的に公共用水域の水質保全が加わり、流域別下水道整備総合計画が盛り込まれ、下水道は水質保全の主役になった。このような社会の変化を受け、本市でもそれまで計画してきた単独公共下水道の整備から流域下水道へと方向転換を行ったのである。

この時代からナショナルミニマムとして“国民皆下水道（国民だれもが下水道を利用できるようにすること）”を旗印として下水道政策が進められるようになったが、全県域あるいは全市域の汚水処理手法を取りまとめた構想や整備計画は存在しなかった。平成に入り、下水道整備が全国で加速する中、効率的な汚水処理手法を各自治体が選択し、県がそのまとめを行う「全県域汚水適正処理構想」が策定された。この構想に基づき、汚水処理の未普及地域解消を目指した施設整備が進められることとなった。

第1節

汚水適正処理構想

1 汚水適正処理構想策定

(1) 全県域汚水適正処理構想

一般的に汚水の処理手法には、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備があり、汚水処理施設を効率的に整備、運営管理するには、どの地域をどの整備手法で行うか、適正に分担する必要がある。

これに対して各市町村は、保有する汚水処理施設の特徴、水環境の保全効果、地域特性、経済性等から総合的に検討し、地域ごとに適正な整備手法を選定、汚水処理施設の早期実現を目指して整備計画等を含む、汚水処理構想を策定し、更新している。

愛知県は、効率的な汚水処理施設の整備を計画的に実施していくため、本市を含む各市町村が作成した汚水処理構想を取りまとめ、愛知県域の汚水処理施設の整備及び運営管理に関する総合的な構想として「全県域汚水適正処理構想」を平成8（1996）年度に策定した。その後、社会情勢の変化等に対応するため平成15（2003）年度、23（2011）年度、28（2016）年度、令和4（2022）年度に構想の見直しが行われてきた。

(2) 汚水処理施設の役割と種類

① 主な役割

汚水処理施設には、市街地等に滞留する汚水を排除し、蚊やハエの発生及び伝染病の拡大、悪臭の発生を防ぎ「公衆衛生の向上」に寄与することや、家庭や工場等から河川や海域等に排出される汚

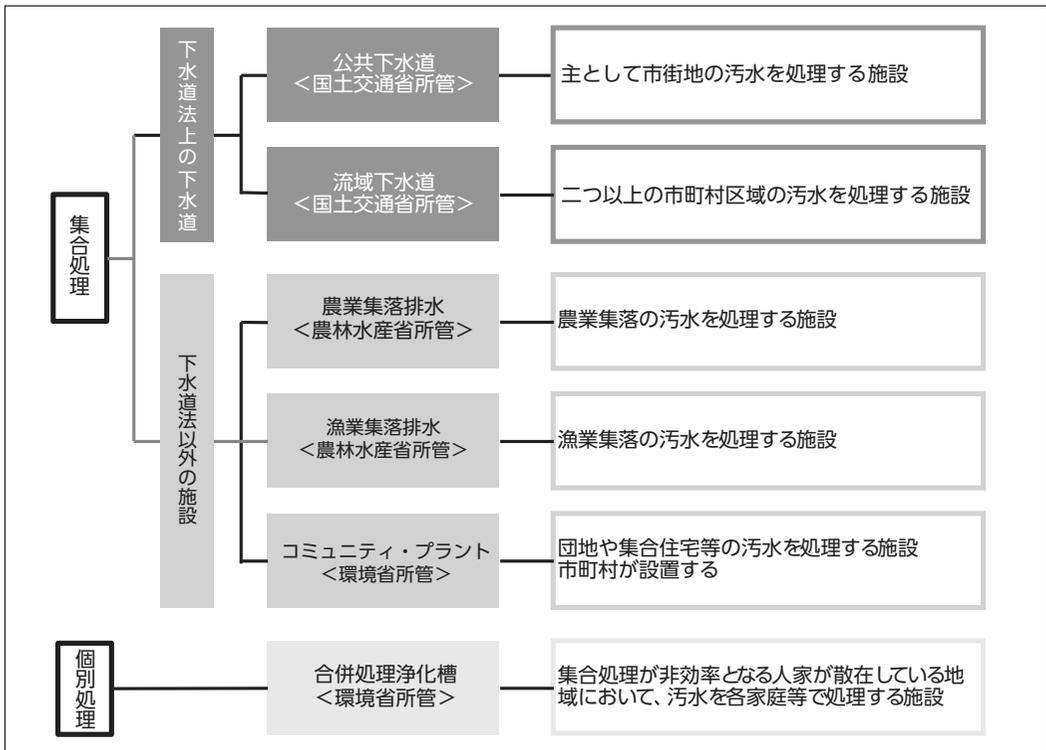


図3-1 主な汚水処理施設の種類

水を浄化し「公共用水域の水質の保全」を図るなどの役割がある。

## ②主な種類

汚水処理施設は、集合処理施設と個別処理施設に大別され、集合処理施設には主に下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等があり、個別処理施設には主に合併処理浄化槽がある。

## (3) 全県域汚水適正処理構想の構成

本構想は、従来からの汚水処理未普及

地域の解消に向けた取組を「第Ⅰ編 汚水処理の未普及対策」としたのに加え、持続可能な汚水処理事業の運営を目的に、より一層の効率化を図るため「広域化・共同化計画策定マニュアル（令和2（2020）年4月総務省・農林水産省・国土交通省・環境省）」に基づく広域化・共同化の取組を「第Ⅱ編 汚水処理の広域化・共同化計画」として取りまとめている。

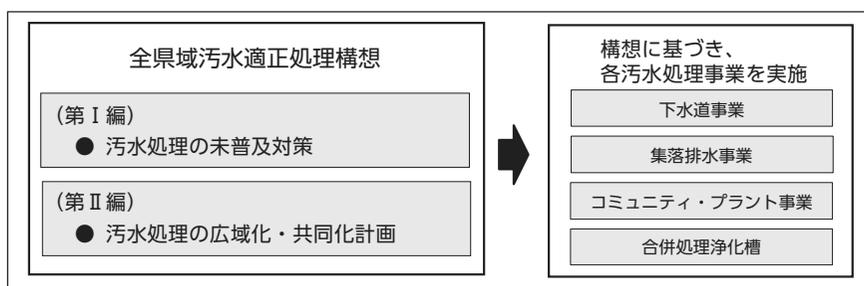


図3-2 全県域汚水適正処理構想の構成

## (4) 岡崎市汚水適正処理構想策定

本市は愛知県的全県域汚水適正処理構想策定に合わせ、平成8（1996）年6月に岡崎市汚水適正処理構想を策定した。その後、平成15（2003）年、23（2011）年、28（2016）年、令和4（2022）年にそれぞれ改訂を行ってきた。

### ①平成8（1996）年の策定

市街地や農山漁村地域を含めた愛知県全域の汚水処理施設の整備を計画的、効率的に実施していくために策定したものであり、次のような効果が期待できる。

- ・汚水処理事業の実施に関し、各汚水処理手法を効率的かつ適正に役割分担することで、事業間の調整が容易にでき、円滑な事業の推進が可能となる。

- ・汚水処理事業を実施する上で、早期概成に向けた中期目標の継続的な進捗管理や、整備完了・運営管理に向けた長期目標について社会情勢の変化に応じた必要な見直しが可能となる。

- ・汚水処理に関する長期目標としての必要整備量が把握できる。

本市の構想の概要は次のとおりである。

表3-1 構想策定の結果（平成8（1996）年）

事業の種類別		現況:平成7年度末		目標:平成17年度		
		整備面積 (ha)	処理人口(人)	整備面積 (ha)	処理人口(人)	愛知県の目標
流域関連公共下水道	国土交通省	973	54,200	3,309	210,980	おおむね 75%
単独公共下水道		440	39,710	440	44,740	
特定環境保全公共下水道		-	-	168	6,850	
農業集落排水処理施設	農林水産省	56	1,700	229	7,650	
コミュニティプラント	環境省	-	-	-	-	
小規模集合排水処理施設	総務省	-	-	-	-	
民間設置の集中浄化槽		294	11,950	294	11,950	
合併処理浄化槽(個別処理)	環境省	-	1,600	-	3,200	
計		1,763	109,160	4,440	285,370	
生活排水処理率*		33.8%		79.8%		
行政区域・人口		22,697	323,062	22,697	357,803	

※生活排水処理率：し尿と生活雑排水が処理される人口の行政人口に対する割合

②平成15（2003）年の改訂

社会情勢の変化から、各地区ごとに汚水処理方式の経済比較を行い、市全域の汚水処理構想の見直しを行った。見直しによる検討結果は以下のとおりである。

構想段階の農業集落排水は流域関連公共下水道と合併処理浄化槽（個別処理）となり、コミュニティプラントは流

域関連公共下水道となり、小規模集合排水処理施設は、流域関連公共下水道と合併処理浄化槽（個別処理）になった。これにより、流域関連公共下水道は約370haの増加となった。

見直しを行った本市の構想の概要は以下のとおりである。

表3-2 構想見直しの結果（平成15（2003）年の改訂）

事業の種類別		現況:平成14年度末		目標:平成22年度	
		整備面積 (ha)	処理人口(人)	整備面積 (ha)	処理人口(人)
流域関連公共下水道	国土交通省	2,559	140,790	4,819	278,530
単独公共下水道		440	36,000	-	-
特定環境保全公共下水道		104	3,300	135	4,420
農業集落排水処理施設	農林水産省	278	6,200	339	7,640
コミュニティプラント	環境省	-	-	-	-
小規模集合排水処理施設	総務省	-	-	-	-
民間設置の集中浄化槽		166	1,260	278	2,980
合併処理浄化槽(個別処理)	環境省	-	59,750	-	20,000
計		3,547	247,300	5,571	313,570
行政区域 (ha)		22,697		22,697	

### ③平成 28 (2016) 年の改訂

平成 23(2011)年にも平成 15(2003)年の改訂に引き続き社会情勢の変化に伴う見直しを行った。

国土交通省、農林水産省、環境省は、より効率的な污水处理施設の整備・運営管理を適切な役割分担の下、計画的に実施していくため、平成 26 (2014) 年に 3省統一のマニュアル「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を策定した。この中で、污水处理施設の整備区域設定に関し、経済比較を基本としつつも中期的 (10 年程度)、長期的 (20 ~ 30 年) な時間軸の観点が盛り込まれ、これまで以上に具体的に目指すべき目標が示された。

このマニュアルに従って、平成 28 (2016) 年の改訂では、これまでの 2 回の改訂とは異なり下水道の整備ととも

に、整備範囲の縮小に果敢に挑戦した。その結果、以下のような変更となった。

公共下水道の整備面積は、690.1ha 減少し 6,309.9ha とした。これは前回の構想区域から、採算が見込めない区域を削除したことや、将来的にも排水の見込まれない一団の農地等を精査し、区域から削除したためである。農業集落排水は、人口減少を踏まえた経済比較により、個別処理 (合併浄化槽) が有利と判断された桜形地区 (12.8ha) を集合処理区域から除外した。集中浄化槽は、ライクタウン花園、開元の里を新たに追加した。

公共下水道の整備面積が縮小する一方で、費用対効果を考慮して合併処理浄化槽の整備面積が 696ha 増加した。

見直しを行った本市の構想の概要は以下のとおりである。

表 3-3 構想見直しの結果 (平成28 (2016) 年の改訂)

污水处理方式		平成23年構想 (目標年:平成42年度末)		見直し構想 (目標年:平成42年度末)	
		整備面積 (ha)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)
集合処理	公共下水道	7,000.0	341,265	6,309.9	333,121
	農業集落排水	430.8	7,644	418.0	7,665
	集中浄化槽	24.2	677	31.1	2,161
個別処理	合併処理浄化槽	31,269.0	5,510	31,965.0	25,368
計		38,724.0	355,096	38,724.0	368,315

### ④令和 4 (2022) 年の改訂

社会状況や、污水处理施設の整備を取り巻く環境の変化、厳しい経済情勢を鑑み、愛知県は市町村へ構想の見直しを要請した。これを受け、本市は第 7 次岡崎市総合計画や岡崎市都市計画マスタープランを踏まえ、構想変更に着手した。

計画の見直しに当たっては、住民意向

及び早期整備の観点を考慮しながらも、下水道による採算性を踏まえ公共下水道整備区域を合併処理浄化槽整備区域に見直した。その一方、岡崎市都市計画マスタープラン等の上位計画との整合性を図るため、市街化区域を編入した。これにより公共下水道整備区域が増え、合併処理浄化槽区域は減る結果となった。また、農業集落排水及び集中浄化槽

は、前回構想計画から変更を行わなかった。

見直しを行った本市の構想の概要は以下のとおりである。

表3-4 構想見直しの結果(令和4(2022)年の改訂)

汚水処理方式		平成27年構想 (目標年:平成42(2030)年度末)		見直し構想 (目標年:令和12(2030)年度末)			増減	
		整備面積 (ha)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)	シェア (%)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)
集合処理	公共下水道	6,309.9	333,121	6,339.7	365,969	92.8	29.8	32,848
	農業集落排水	418.0	7,665	418.0	7,236	1.8	0.0	-429
	集中浄化槽	31.1	2,161	31.1	2,727	0.7	0.0	566
	計	6,759.0	342,947	6,788.8	375,932	95.3	29.8	32,985
個別処理	合併処理浄化槽	31,961.0	25,368	31,931.2	18,480	4.7	-29.8	-6,888
合計		38,720.0	368,315	38,720.0	394,412	100.0	0.0	26,097

## 2 下水道事業の位置付け

### (1) 都道府県構想に基づいた下水道事業

下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽等の汚水処理施設の整備は、「都道府県構想」に従って実施されている。都道府県構想とは、より一層、効率的かつ適正な汚水処理施設の整備を推進する観点から、平成7(1995)年に厚生省(現:厚生労働省)、農林水産省、建設省の連名により発出された通知「汚水処理施設の整備に関する構想策定の基本方針について」に基づき、都道府県が作成している汚水処理施設整備に関する総合的な計画であり、法的なものではない。

都道府県構想は、各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定するものであり、各種汚水処理施設の特徴、水質保全効果、経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に合わせて効率的かつ適正な整備手法を選定する。また、都道府県構想は、社会情勢の変化等により、随時、見直すことが必要とされている。特に平成26(2014)年には、人口減少や厳

しい財政状況等を踏まえ、都道府県構想の見直しを徹底するとともに、早期の汚水処理の概成を実現するため、先述のマニュアルが策定された。また、通知「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」において、未整備地区における汚水処理の早期概成、既整備地区において効率的な改築・更新及び運営管理等に留意して構想の見直しを推進するよう、関係省庁から地方公共団体に対して要請された。

なお、汚水処理施設の整備については、都道府県構想に従い進められているが、下水道整備に相当の期間を要する区域では、合併処理浄化槽設置整備事業により合併処理浄化槽を設置できるとされている。ここでいう「相当の期間」とは、原則として7年以上である。

### (2) 流域別下水道整備総合計画

流域別下水道整備総合計画は、下水道の整備に関する総合的な基本計画である。この総合計画が定められる地域では、これらの地域に係る公共下水道または流域下水

道の事業計画は、この計画に適合しなければならないこととなっており（下水道法第6条第5号、第25条の25第5号）、個別の事業計画の上位計画となっている。

### (3) 浄化槽の法律上の規定

下水道の整備と他の污水处理施設との関係が法制上規定されているものがある。浄化槽法では、合併処理浄化槽を浄化槽法上の浄化槽と定義し（同法第2条第1号）、し尿及び雑排水を処理し、下水道以外に放流するための設備また

は施設として、合併処理浄化槽以外のものの設置が原則として禁止されている。

なお、平成12（2000）年の浄化槽法改正以前（平成13（2001）年3月末日まで）に設置された単独処理浄化槽については、同改正後の浄化槽法の適用に当たっては、浄化槽法上の浄化槽とみなすこととされている（同改正時の附則第2条）が、その使用者は、合併処理浄化槽の設置等に努めなければならないこととされている（同附則第3条）。

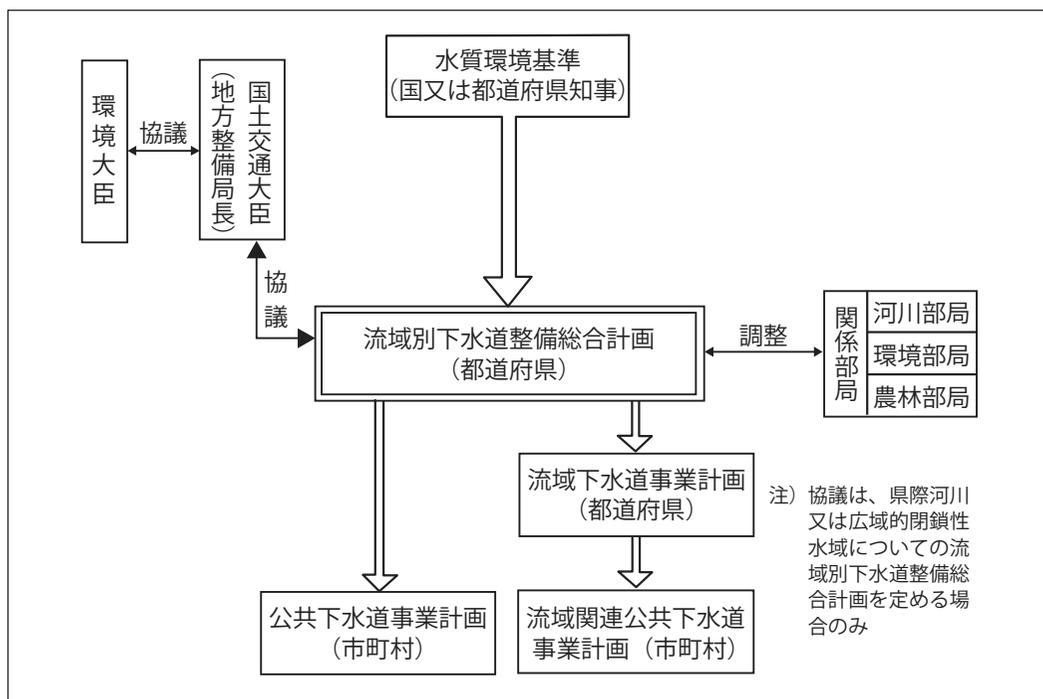


図3-3 流域別下水道整備総合計画の位置付け

## 3 農業集落排水事業

### (1) 農業集落排水事業

農業集落排水とは、いわゆる農村地域の下水道である。農業集落排水事業は農業振興地域において水質汚濁による農業被害等の解消を図るための施設を整備する事業であり、昭和58（1983）年

度に農林水産省によって創設された。

農業集落排水事業の目的は、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の污水や汚泥を処理する施設、または雨水を排水するための施設の整備、または改築を行うことで、農業用用水の水質保全、施設の機能維持または農村の生活環境の改善

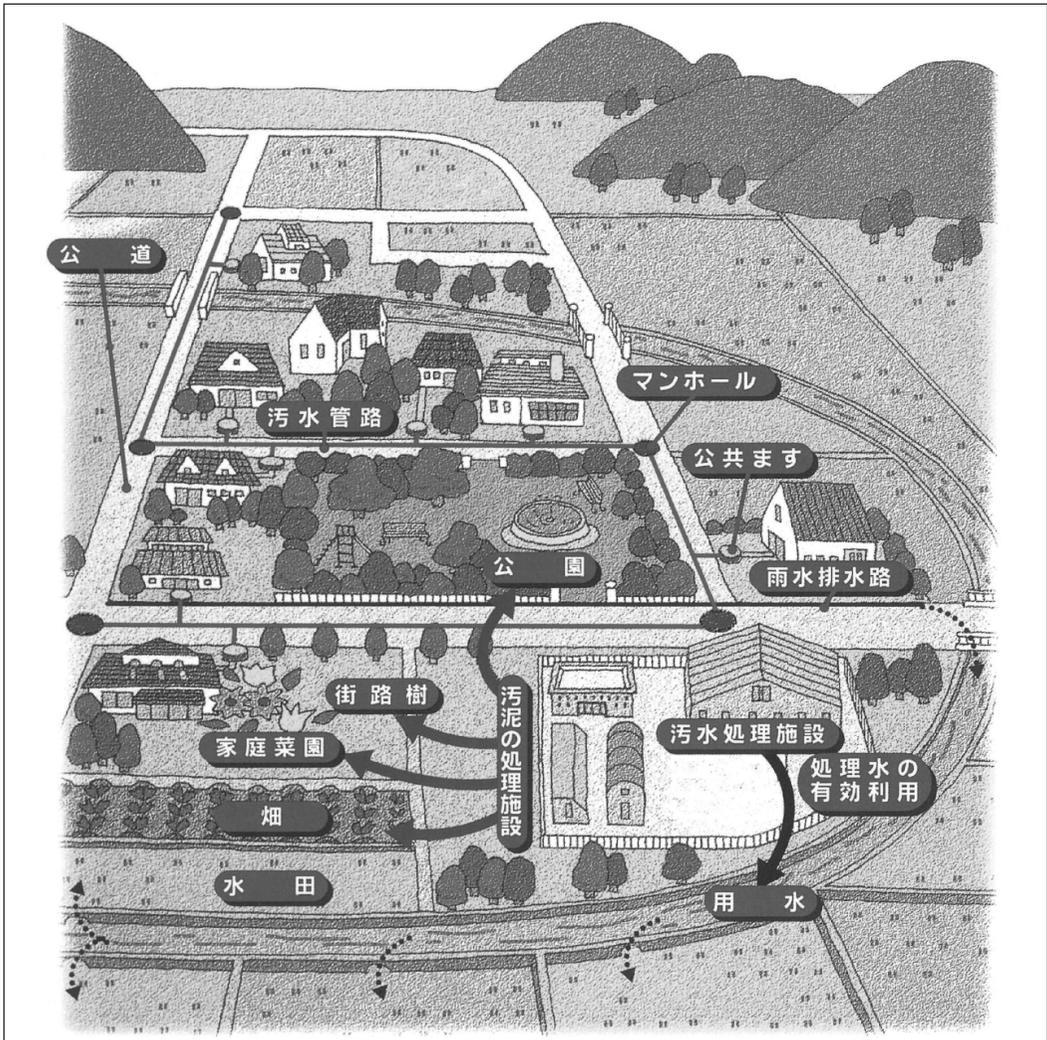


図3-4 農業集落排水事業のイメージ

を図り、更に公共用水域の水質汚濁を防止することであり、最終的には、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的としている。

また、本市の水道水源はその多くを河川の表流水に求めており、農業集落排水事業の対象地域はすべて水道水源の上流域に位置しているため、事業実施前の著しい水質悪化の進行は懸案となっていた。そのような経過から、農業集落排水事業は水道水源の水質保全対策とし

ても重要な役割を担うこととなった。

(2) 事業の内容

①整備対象地域

農業振興地域内の受益戸数がおおむね20戸以上の農業集落を対象。

②事業範囲

事業の範囲は数集落程度で、処理対象人口は原則として、おおむね1,000人程度の規模としている。

③事業主体

市町村や都道府県等。

#### ④事業の内容

- ・農業集落におけるし尿、生活雑排水等を処理するための汚水処理施設や管路施設、雨水を処理するための雨水排水施設、発生する汚泥を加工するための汚泥処理施設等を整備する。
- ・整備方式は、汚水と雨水を分離し、汚水のみを専用管路で収集する分流式とする。
- ・処理された水の水質は、県条例による

上乘せ排水基準等を遵守する。

#### ⑤補助率及び費用負担

汚水処理施設と管路施設等が補助事業の対象となっている。この事業に要する費用は、国、都道府県、市町村と住民が負担する。国庫補助率は50%で、その対象は末端2戸以上を連結するマンホールから処理場までの管路と付帯するマンホール、公共枿である。

### (3) 農業集落排水事業実施地区

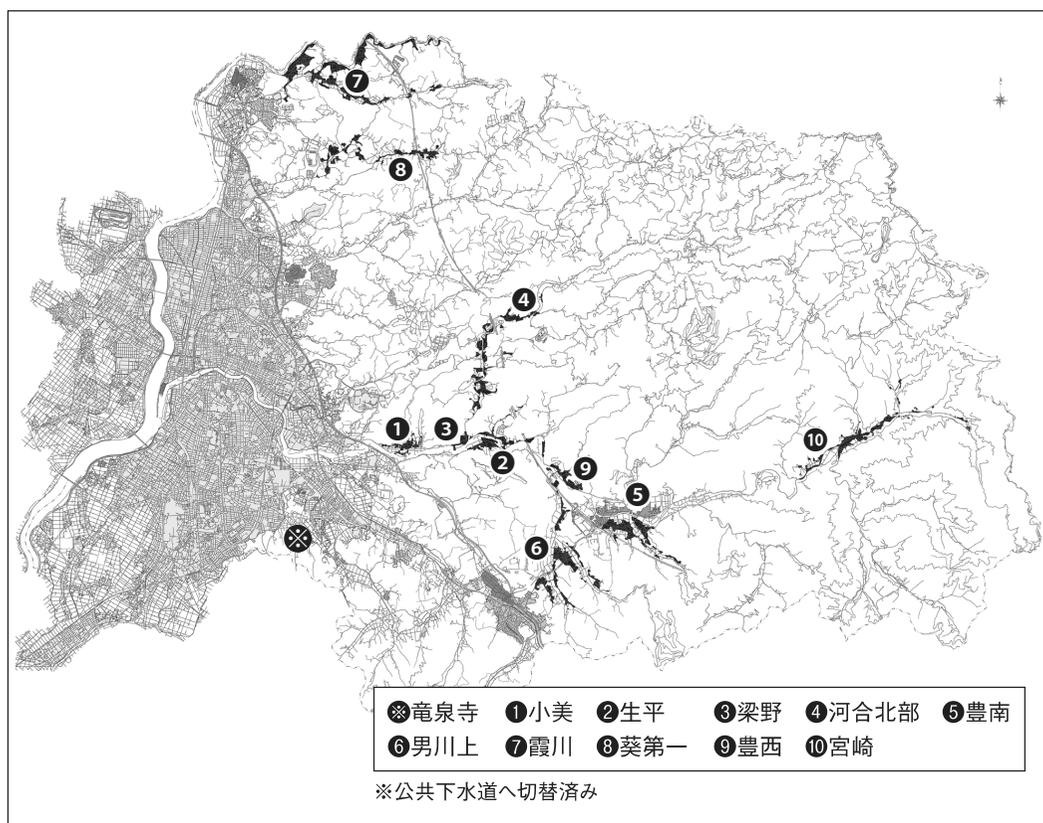


図3-5 農業集落排水事業実施地区

(4) 汚水処理場

本市では、以下10地区の汚水処理場で農業集落排水（し尿及び生活雑排水）を処理している。

なお、農業集落排水事業で最初に着手・供用した竜泉寺地区は、平成26（2014）年度末に公共下水道へ接続切替えを行い、竜泉寺処理場はその役割を終え廃止した。これは、流入水量の増加と

施設の老朽化による処理水質の悪化や高度処理への対応、維持管理効率アップ等のためであり、当地区に隣接する市街化区域まで公共下水道が普及延伸し、容易に接続できたことによる。また、竜泉寺及び小美地区の施設供用を開始した平成8（1996）年から施設管理を外部へ委託している。

①小美処理場

事業箇所	小美町
計画区域	21ha
計画人口	820人(定住802人、流入17人)
計画戸数	190戸
計画汚水量	221m <sup>3</sup> /d平均
供用開始	平成8(1996)年



②生平処理場

事業箇所	生平町、茅原沢町の一部
計画区域	27ha
計画人口	870人(定住679人、流入187人)
計画戸数	163戸
計画汚水量	235m <sup>3</sup> /d平均
供用開始	平成9(1997)年



③梁野処理場

事業箇所	茅原沢町、秦梨町の一部
計画区域	12ha
計画人口	490人(定住312人、流入174人)
計画戸数	87戸
計画汚水量	132m <sup>3</sup> /d平均
供用開始	平成11(1999)年



#### ④河合北部処理場

事業箇所	岩戸町、才栗町、須淵町、秦梨町の一部
計画区域	47ha
計画人口	1,710人(定住965人、流入738人)
計画戸数	262戸
計画汚水量	462m <sup>3</sup> /d平均
供用開始	平成11(1999)年



#### ⑤豊南処理場

事業箇所	牧平町、鹿勝川町、檜山町の一部
計画区域	41ha
計画人口	2,030人(定住1,962人、流入66人)
計画戸数	474戸
計画汚水量	549m <sup>3</sup> /d平均
供用開始	平成11(1999)年



#### ⑥男川上処理場

事業箇所	大幡町、上衣文町、鶴巣町
計画区域	53ha
計画人口	1,220人(定住1,108人、流入106人)
計画戸数	326戸
計画汚水量	329m <sup>3</sup> /d平均
供用開始	平成12(2000)年



#### ⑦霞川処理場

事業箇所	奥殿町、川向町、桑原町、日影町、宮石町、細川町の一部
計画区域	101ha
計画人口	2,510人(定住2,082人、流入421人)
計画戸数	576戸
計画汚水量	678m <sup>3</sup> /d平均
供用開始	平成14(2002)年



⑧ 葵第一処理場

事業箇所	恵田町、駒立町、丹坂町
計画区域	43ha
計画人口	920人(定住670人、流入241人)
計画戸数	164戸
計画汚水量	248m <sup>3</sup> /d平均
供用開始	平成18(2006)年



⑨ 豊西処理場

事業箇所	桜井寺町、下衣文町、檜山町の一部
計画区域	30ha
計画人口	810人(定住729人、流入79人)
計画戸数	213戸
計画汚水量	219m <sup>3</sup> /d平均
供用開始	平成18(2006)年



⑩ 宮崎処理場

事業箇所	石原町、中金町、宮崎町、明見町
計画区域	43ha
計画人口	1,070人(定住899人、流入166人)
計画戸数	328戸
計画汚水量	289m <sup>3</sup> /d平均
供用開始	平成21(2009)年



4 合併処理浄化槽設置事業

(1) 合併処理浄化槽

浄化槽は、微生物の働きにより汚れた水をきれいにして、水路や河川に流すための設備で、下水処理場を小型化したものである。浄化槽の中には、し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」と生活雑排水とし尿を合わせて処理する「合併処理

浄化槽」がある。単独処理浄化槽は、生活雑排水を処理せずにそのまま水路や河川に流すため、水環境を考える上で大きな問題になっていた。

これに対して国は、昭和62(1987)年4月に国庫補助事業として合併処理浄化槽設置を促進させる合併処理浄化槽設置整備事業を創設した。



図3-6 単独・合併処理浄化槽のイメージ

## (2) 岡崎市合併処理浄化槽設置整備事業

本市は国の国庫補助事業を利用して、昭和63(1988)年4月に生活排水による公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図るため、合併処理浄化槽設置に補助金を交付する岡崎市合併処理浄化槽設置整備事業を新設した。

また、平成23(2011)年、28(2016)年の岡崎市污水適正処理構想の見直しで、合併処理浄化槽設置に対しての補助金交付対象区域を拡大した。これは浄化槽の性能が向上したことと下水道設備整備にかかる費用と補助金交付額を比較して、合併処理浄化槽設置が効率的であると判断された区域が増加したこと

によるものである。

### ①補助対象施設

主に居住を目的にした建物に設置され、BOD除去率が90%以上、放流水のBODが20mg/ℓ(日間平均値)以下の処理能力を有する合併処理浄化槽。

### ②個別整備事業

通常の戸別に設置する合併処理浄化槽の設置補助事業。

**補助対象区域：**公共下水道事業認可区域、農業集落排水処理施設区域、地域汚水処理施設区域以外の区域。

**補助金の額：**合併処理浄化槽の設置に要する費用で、人槽区別に補助限度額を以下のとおり定めた。

区分	補助金額	区分	補助金額
5人槽	398,000円	11人槽～20人槽	981,000円
6人槽	462,000円	21人槽～30人槽	1,668,000円
7人槽	462,000円	31人槽～50人槽	2,238,000円
8人槽～9人槽	583,000円	50人槽～	2,556,000円
10人槽	583,000円		

### ③地域整備事業

市街化調整区域の中で、地域(集落等)単位により合併処理浄化槽の整備を行う事業で、平成10(1998)年4月に新設した。

**補助対象区域：**市街化調整区域のうち、特定環境保全公共下水道事業計画区域

及び農業集落排水事業計画区域以外の区域。

### 補助金の額：

・合併処理浄化槽の設置補助：合併処理浄化槽の設置に要する費用で、人槽区別に補助限度額を次のとおり定めた。

区分	補助金額	区分	補助金額
5人槽	483,000円	11人槽～20人槽	1,474,000円
6人槽	536,000円	21人槽～30人槽	2,501,000円
7人槽	679,000円	31人槽～50人槽	3,358,000円
8人槽～9人槽	744,000円	50人槽～	3,835,000円
10人槽	987,000円		

- ・排水管整備補助：集中整備（合併処理浄化槽の複数戸共同設置）を行う場合に必要排水管調整の補助

道路内排水管整備補助金	排水管延長(m)×18,000円/m
道路内設置樹整備補助金	樹の数(か所)×26,000円/か所
宅地内排水管整備補助金	排水管延長(m)×9,000円/m

事業の要件：

- ・行政町（集落等）等を単位とする地域整備組合により、地域全体の合併処理

浄化槽の整備（3か年以内の整備）。

- ・集中整備の場合は、合併処理浄化槽維持管理組合の設立により、維持管理体制の整備。

④人数算定の緩和措置

10人槽以下の小型合併処理浄化槽の場合、住宅の延べ面積により算定されていた人槽の規模を以下のとおり緩和することを定めた。(平成8(1996)年4月)

建築延べ面積	住居人数									
	10人	9人	8人	7人	6人	5人	4人	3人	2人	1人
220㎡を超えるもの	10	9	9	8	8	7	7	6	6	5
190㎡を超え、220㎡以下のもの	—	9	8	8	7	7	6	6	5	5
160㎡を超え、190㎡以下のもの	—	—	8	7	7	6	6	5	5	5
130㎡を超え、160㎡以下のもの	—	—	—	7	6	6	5	5	5	5
100㎡を超え、130㎡以下のもの	—	—	—	—	6	5	5	5	5	5
100㎡以下のもの	—	—	—	—	—	5	5	5	5	5

5 その他

(1) 岡崎市地域汚水処理施設条例

昭和40年代に民間によって開発された団地では、その地域の汚水処理施設の設置は開発企業が行い、住民負担によって維持管理が行われていた。平成になって住民の高齢化が進行し、更に空き家が増加して施設の維持管理費を負担する住民が減少したため、維持管理費が高額となり、これに耐えられなくなった住

民が市に陳情することが多くなった。当時、流域下水道事業の遅れで市内の東部・北部での下水道整備が進まなかったこともあり、本市はこうした民間の集合式合併処理浄化槽等施設の移管をある程度は受けざるを得ない状況であった。

施設の移管を受け入れる要件としては、①施設規模を2,001人槽以上の集合式合併処理浄化槽、②公共下水道使用料と同額、③処理施設の無償譲渡、④現場調査

による不明水対策の徹底等適正管理を求めた。対象となる4団地（藤川台、北斗台、滝新町、本宿町緑）は、いずれも将来処理区域となる地域であり、平成4（1992）年3月27日に下水道処理区域になるまでの暫定対応として民間開発団地の下水処理施設を移管管理に的を絞った岡崎市地域汚水処理施設条例を制定した。

条例の主な内容としては、施設の改造、維持管理に関する経理の規定、歳入及び歳出の科目の規定、処理区域の規定、排水設備除害施設、水洗便所等の工

事や手続に関する規定、そして使用料の規定等である。

## (2) 汚水処理施設の概要

岡崎市地域汚水処理施設条例が制定された翌月には藤川台地域汚水処理施設の管理移管が行われ、翌年4月1日には北斗台・滝新町・本宿町緑地域汚水処理施設の管理移管がそれぞれ行われた。その後、平成19（2007）年3月から21（2009）年3月までの間に4団地は公共下水道に接続し、各地域汚水処理施設は廃止された。

表3-5 汚水処理施設の概要

種別	藤川台処理施設	北斗台処理施設	滝新町処理施設	本宿町緑処理施設
計画区域	17.7ha	46.6ha	46.0ha	33.1ha
計画人口	2,465人	6,000人	6,500人	2,450人
計画汚水量	730m <sup>3</sup> /d	1,200m <sup>3</sup> /d	1,650m <sup>3</sup> /d	490m <sup>3</sup> /d
処理場の所在地	藤川台3丁目2021番地	細川町字窪地77番地188	滝町字芳殿398番地	本宿町字下トコサフ1番地15
敷地面積	1,306m <sup>2</sup>	2,030m <sup>2</sup>	1,319m <sup>2</sup>	770m <sup>2</sup>
処理方式	長時間曝気法+石ろ過施設	標準活性汚泥法+石ろ過施設	標準活性汚泥法	長時間曝気法+砂ろ過施設
放流河川	準用河川百田川	準用河川北斗川	普通河川丸根川	普通河川平吾川
完成年月日	昭和61(1986)年5月1日	昭和47(1972)年6月1日	昭和48(1973)年3月1日	昭和49(1974)年4月1日
岡崎市管理年月	平成4(1992)年3月31日	平成5(1993)年3月31日	平成5(1993)年3月31日	平成5(1993)年3月31日
施設の設置者	愛知県住宅供給公社	民間(管理組合)	民間(管理組合)	民間(管理組合)
汚水管延長	φ250mm、3,927m	φ250mm、12,123m	φ250mm、11,600m	φ250mm、2,275m
水処理施設	沈砂槽 1槽 ポンプ槽 1槽 流量調整槽 2槽 曝気槽 3槽 沈殿槽 3槽 石ろ過槽 3槽 消毒槽 1槽	沈砂槽 1槽 ポンプ槽 1槽 流量調整槽 1槽 曝気槽 6槽 沈殿槽 2槽 石ろ過槽 4槽 消毒槽 1槽 中継ポンプ場 1か所	沈砂槽 2槽 ポンプ槽 1槽 流量調整槽 1槽 曝気槽 3槽 沈殿槽 2槽 消毒槽 1槽 中継ポンプ場 1か所	沈砂槽 1槽 ポンプ槽 1槽 流量調整槽 1槽 曝気槽 4槽 沈殿槽 1槽 消毒槽 1槽 中継ポンプ場 1か所
汚水処理施設	汚泥濃縮槽 1槽 汚泥貯留槽 1槽	汚泥濃縮槽 1槽 汚泥貯留槽 1槽	汚泥濃縮槽 1槽 汚泥貯留槽 1槽	汚泥濃縮槽 1槽 汚泥貯留槽 1槽

※施設の要件：処理施設の規模が2,001人槽以上の集中式合併処理浄化槽で、適切な維持管理が行われている施設  
※地域汚水処理施設使用料：公共下水道使用料と同額

(3) 普及率

受け入れた汚水処理施設は、本市の下水道史からすると暫定的な施設ではある

が、当時の立ち遅れていた汚水処理を補い、汚水処理普及率の向上に貢献した。

表3-6 4団地の下水道状況

地区名	計画区域	処理人口	処理戸数	水栓化人口	水栓化戸数	普及率	水洗化率	備考
藤川台地区	17.7ha	1,560人	410戸	1,560人	410戸	0.5%	100%	平成4(1992)年3月31日管理
北斗台地区	46.6ha	4,310人	1,140戸	4,310人	1,140戸	1.3%	100%	平成5(1993)年3月31日管理
滝新町地区	46.0ha	3,430人	950戸	3,430人	950戸	1.0%	100%	
本宿町緑地区	33.1ha	1,780人	520戸	1,780人	520戸	0.5%	100%	
計	143.4ha	11,080人	3,020戸	11,080人	3,020戸	3.4%	100%	

コラム

下水道による環境の向上

平成5(1993)年の矢作川流域下水道供用開始直前には13.2%(当時の愛知県普及率41.4%)と低い状況にあった下水道普及率は、その後の整備により89.1%(令和元(2019)年度末)

まで向上し、全国平均79.7%、愛知県平均79.3%を上回っている。また、下水道普及の効果として、乙川等の水質改善が見られている。

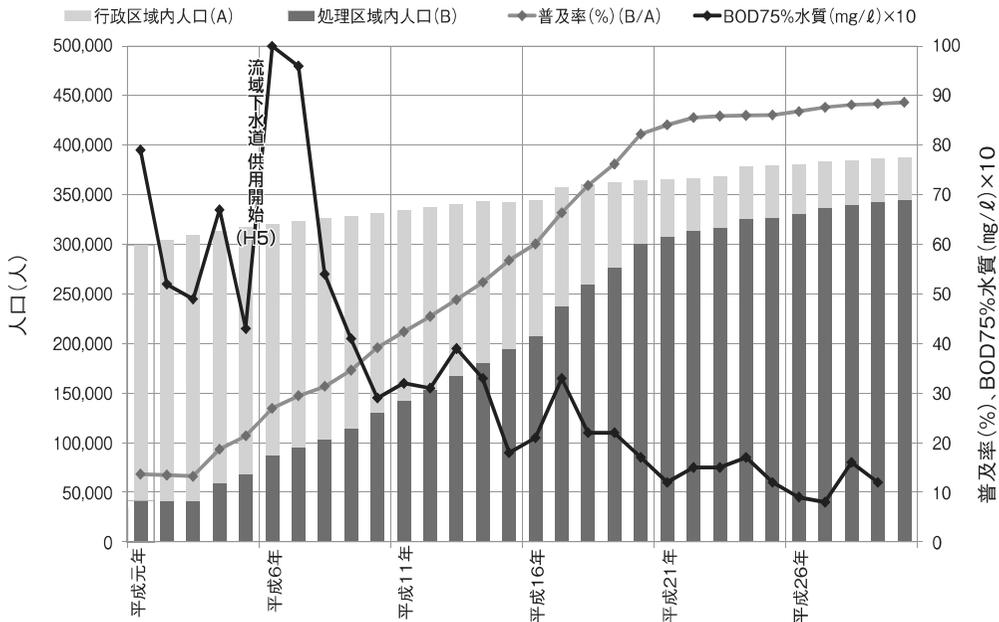


図3-7 下水道普及率と乙川の水質の推移